



静岡県市町村合併推進構想

平成18年3月22日
(平成19年5月17日変更)
(平成20年6月27日変更)
静 岡 県

はじめに～構想策定の趣旨～

本県においては、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧合併特例法」という。）の下で、平成 12 年 11 月の「静岡県市町村合併推進要綱」の策定を契機に、県内各地域において市町村合併に向けた積極的な取組が展開された。その結果、74 市町村のうち 46 市町村が 14 市町に再編され、関係市町における行財政基盤の一定の強化が図られることとなった。

しかし、我が国の総人口が予測を上回るスピードで減少する中で、少子・高齢化はますます進行し、県内市町の中には、平成 42 年における年少人口割合が 10%を割る一方で、老年人口割合が 50%に迫る市町も出てくることが予測されている。

また、個人の価値観の多様化により住民からのサービス需要が拡大するとともに、従来は家庭や地域で担ってきた介護や保育等の機能が、ライフスタイルの変化などの中で社会的に解決することが求められ、市町が担う行政サービスはますます増大している。

このような状況の中で、医療、福祉、教育、自然環境の保全等の様々な分野で住民が豊かさを実感できるような行政サービスを、より住民に近い自治体で、より効率的・効果的に提供していくために、地方分権を更に進めることが求められている。このため、これまでも本県では、国に対して権限移譲を要望するとともに、県の権限についても、3次におわたる「権限移譲推進計画」に基づき、市町村に積極的に移譲してきたところである。

しかし、県内市町の状況を見ると、人口 70 万を超える政令指定都市から人口 1 万未満の町まで存在し、その人口規模や行財政能力が大きく異なっていることから、まず分権型社会に対応できる自立した自治体への転換を図ることが緊急の課題であり、さらに、政令指定都市を最終目標とする、より高度の自治能力を有する自治体への移行を目指していく必要がある。

本県では、平成 17 年 4 月 1 日に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「合併新法」という。）に基づき、静岡県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同年 8 月 29 日に「静岡県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想に定めるべき事項について調査審議を求める」との諮問を行った。平成 18 年 2 月 24 日には審議会から「静岡県における自主的な市町村の合併の推進に関する答申」を受け、早急に合併を推進する必要がある南伊豆地区、富士宮・芝川地区、静庵地区、島田・川根地区及び富士・富士川地区の 5 つの地区の組合せを示した「静岡県市町村合併推進構想」（以下「構想」という。）を同年 3 月 22 日に策定した。

他の地区については、審議会が、引き続き市町の合併意向調査を実施して合併の必要性や組合せについて審議を行い、結論を得た時点で改めて答申を行うこととしていたが、中遠地区及び東部地区の 2 地区について、平成 18 年 10 月 30 日に審議会から「静岡県における自主的な市町村の合併の推進に関する答申（第二次）」を受けた。さらに、藤枝・岡部地区及び北駿地区、焼津・大井川地区、西部地区の 4 地区について、平成 19 年 5 月 8 日に審議会から「静岡県における自主的な市町村の合併の推進に関する答申（第三次）」を受けたので、同年 5 月 17 日に 6 地区の組合せを追加した構想変更を行った。

その後、構想に位置付けた「南伊豆地区」について、平成20年6月19日に審議会から「静岡県における自主的な市町の合併の推進に関する答申（南伊豆地区の組合せ変更）」を受けたので、この答申を踏まえて構想を変更したところである。

県としては、本構想に基づき、各地域において合併に向けた積極的な取組が行われることを期待するものである。

目 次

はじめに～構想策定の趣旨～

I 自主的な市町の合併の推進に関する基本的な事項	1
1 全国的な市町村を取り巻く環境変化.....	1
(1) 少子・高齢社会の到来	
(2) 市町村が果たすべき役割の変化	
(3) 国・地方における財政状況の悪化	
2 合併推進の必要性.....	3
(1) 行政区域を越えた生活圏域の拡大	
(2) 税収の減少と行政サービス需要の増大	
(3) 行政サービスの格差の拡大	
(4) 地方分権の推進と自治能力の向上	
3 本県の市町の望ましい姿.....	5
(1) 県と市町との役割分担	
(2) 県として目指す市町の姿	
II 県内市町の現況及び将来見通し	6
1 本県の人口及び少子・高齢化等の見通し.....	6
2 県内市町の行財政運営等の現況と見通し.....	6
(1) 行財政運営の状況	
(2) 住民サービス等の状況	
(3) 小規模市町の状況	
3 県内で行われた市町村合併の効果分析.....	10
III 自主的な市町の合併の進め方	12
1 合併推進に当たっての方針.....	12
2 合併推進に当たっての課題.....	12
IV 構想対象市町の組合せ	14
1 構想対象市町の基本的な考え方.....	14
(1) 構想対象市町の基本的な考え方	
(2) 組合せの検討に当たって留意した事項	
2 合併を推進する市町の組合せ.....	15
(1) 「人口1万5千未満の町を含む地区」における組合せ	
(2) 「生活圏が一体化している地区」における組合せ	
(3) 「中核市を目指した合併を検討する必要がある地区」における組合せ	
3 今後の取組.....	22

V 市町の合併の推進のための措置	23
1 合併前の支援策.....	23
(1) 的確な情報提供や助言等	
(2) 人的支援	
(3) 財政的支援	
(4) 住民の相互交流への支援	
(5) その他の支援	
2 合併後の支援策.....	24
(1) 情報提供	
(2) 人的支援	
(3) 財政的支援	
(4) その他の支援	
3 勧告等の取扱い.....	24

資料編.....**25**

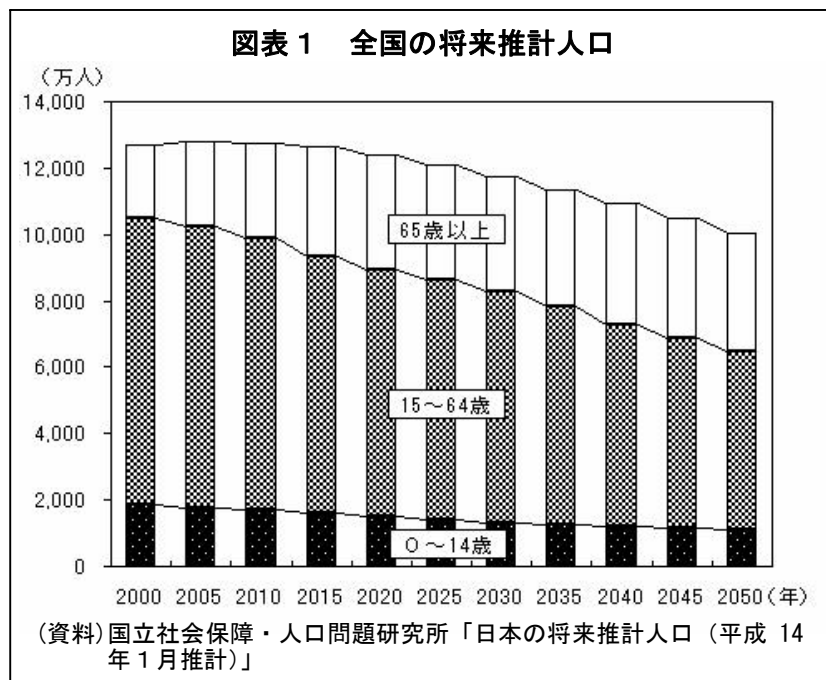
資料1	市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)の概要
資料2	自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針
資料3	県内の市町の姿(平成18年3月31日)
資料4	市町村合併推進に係る都道府県の役割
資料5	県内の市町別面積
資料6	県内の市町別人口
資料7	県内の市町別・年齢3区分別将来推計人口
資料8	県内市町村の歳入の状況
資料9	県内市町村の主な費目別歳入の状況(平成16年度)
資料10	県内市町村の歳出の状況
資料11	県内市町村の主な目的別歳出の状況(平成16年度)
資料12	県内市町村の主な性質別歳出の状況(平成16年度)
資料13	県内市町の一般行政部門における主な専門的職種職員数
資料14	県内市町の医療・福祉サービスの状況
資料15	県内市町の事業所等の状況
資料16	県内市町の小売商業の状況
資料17	県内市町の人材等の状況
資料18	静岡県市町村合併推進審議会への諮問及び同審議会からの答申
資料19	静岡県市町村合併推進審議会委員名簿
資料20	静岡県市町村合併推進審議会における審議経過

I 自主的な市町の合併の推進に関する基本的な事項

1 全国的な市町村を取り巻く環境変化

(1) 少子・高齢社会の到来

我が国の総人口は、平成 14 年の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 18 年（2006 年）にピークを迎え、平成 17 年（2005 年）に 1 億 2,771 万人と予測されていた総人口が、その後の 10 年間で 144 万人（1.1%）減少し、平成 27 年（2015 年）には 1 億 2,627 万人になると予測されている。さらに、



平成 42 年（2030 年）には 1 億 1,758 万人となり、平成 17 年と比べて 1,013 万人（7.9%）減少すると予測されている。

また、年少人口（0～14 歳）の割合が平成 17 年の 13.9%から平成 42 年には 11.3%に、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が平成 17 年の 66.2%から平成 42 年の 59.2%にそれぞれ低下する一方、老年人口（65 歳以上）の割合が平成 17 年の 19.9%から平成 42 年には 29.6%にまで上昇すると予測され、急速に少子・高齢化が進行すると見られる。

こうした中、総務省が平成 18 年 10 月に公表した平成 17 年の国勢調査人口（確定数）によると、平成 17 年 10 月 1 日現在の我が国の総人口は 1 億 2,776 万 7,994 人となり、1 年前（平成 16 年 10 月 1 日現在）の推計人口（補間補正後^{※1}）の 1 億 2,779 万人を 2 万 2 千人下回っている。10 月 1 日現在の人口が前年を下回ったのは戦後初めてであり、我が国の人口は減少局面にあるとみられるとされている。

このように、生産年齢人口の減少により税収等の落ち込みが予想されるとともに、出生率の低下に伴い年少人口が減少し、将来の生産年齢人口が更に減少することが予想される。一方、高齢化の進行に伴って老人医療や介護サービス等の需要は更に増大することが見込まれる。市町村においても、厳しい歳入環境の中で、こうしたサービス需要へいかに対応していくかが緊急の課題となっている。

※1 補間補正とは、国勢調査及び人口動態統計の確定数により、過去の推計人口を遡り補正することをいう。

(2) 市町村が果たすべき役割の変化

いわゆる「昭和の大合併」以降、道路交通網の発達やインターネット等の情報通信ネットワークの整備などにより、通勤・通学をはじめ、買い物やレジャー等の様々な面において住民の生活圏は拡大し、ライフスタイルも変化している。

また、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、住民からのサービス需要は拡大し、市町村に対する行政ニーズも多様化・高度化している。そうした変化に伴い、行政サービスを提供する側も、専門的能力を有する職員の育成・確保が必要となっている。

さらに、従来からの行政課題に加え、環境問題や医療・介護等のより広域的な課題への対応も求められており、こうした課題に対しては、これまでの市町村の枠を越えた広域的な区域で一体的かつ効果的に行政サービスを提供していくことが必要である。

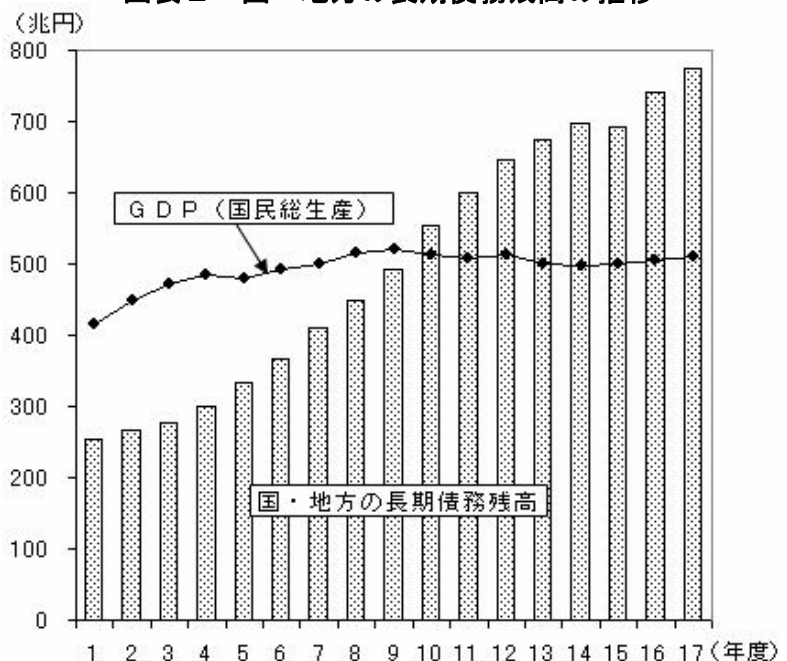
こうした環境変化を受けて、三位一体の改革をはじめ、真の分権型社会の実現に向けた流れが、今後一層進むものと考えられる。地方分権の本旨は、地方の自由度を拡大し、地方の自立を進めることであり、市町村は、自己決定・自己責任の原則に基づく地域経営を行い、自らの創意工夫で主体性や独自性を発揮し、住民にとって豊かさを実感できるまち、また企業にとっても魅力あるまちをつくっていくことが必要である。

(3) 国・地方における財政状況の悪化

経済状況を反映した地方税収の落ち込みや減税の実施等により、地方財政の財源不足は平成6年度以降急激に拡大している。国と地方を合わせた長期債務残高^{※2}は年々増加している状況にあり、平成17年度末には700兆円を大幅に上回る見込みである。単純に計算すると、国民1人当たり550万円を超える長期債務を背負うことになる。このような状況を見る限り、国・地方を含めて財政状況は極めて厳しいと言わざるを得ない。

こうした限られた財源の

図表2 国・地方の長期債務残高の推移



(注)平成15年度までは決算、平成16年度は補正予算、平成17年度は当初予算ベース。

(資料)財務省「財務関係諸資料(平成17年9月)」

中で、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、既に合併した地域も含め、より一層効率的かつ効果的な行財政運営が求められる。

※2 返済期間1年以上の債務を長期債務といい、国と地方を合わせた長期債務残高とは、国債、地方債、借入金等の国と地方の債務の合計をいう。

2 合併推進の必要性

(1) 行政区域を越えた生活圏域の拡大

県内市町の行政区域は、おおむね「昭和の大合併」の際に形成されたが、その後、交通基盤や情報通信基盤の整備、ライフスタイルの変化等により、住民の生活圏は広域化している。

一方、「平成の大合併」により行政区域の拡大した地域もあるが、住民の生活圏が一体化しているにもかかわらず、昭和30年代以前の行政区域が変わっていない地域も存在している。

住民に身近な行政サービスを提供する市町村の行政区域は、可能な限り住民の行動範囲に一致させることが、住民にとっても利便性が高く、また、行政側にとっても効率的であることから、県内市町の行政区域についても、住民の生活圏の拡大に合わせて拡大させていくことが求められる。

(2) 税収の減少と行政サービス需要の増大

今後、少子・高齢化がますます進行することにより、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少と高齢者の増加に伴う医療・福祉等に関するサービス需要の増大が同時に進行することとなるため、このような少子・高齢化によってもたらされる様々な課題に対応することができるように、県内市町の行財政基盤を強化していく必要がある。

(3) 行政サービスの格差の拡大

医療、福祉、教育、自然環境の保全等の様々な分野において住民が豊かさを実感できるような行政サービスを、住民に近い自治体で、より効率的・効果的に提供していくことが求められているが、市町の規模に基づく権限の違いや規模の小さな市町における専門職員の不足等により、提供できるサービスの範囲や質・量に格差が生じており、このままではこの格差が更に拡大することが危惧される。

また、地域間競争の激化により自治体そのものが人と企業に選ばれる時代となり、行政サービスや社会基盤整備等で劣る自治体は、企業の立地も進まないだけでなく、人口の社会減少が加速する恐れがある。

一方、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の見直しが更に進むことが予想される中で、多くの人や企業から選ばれる自治体では税収の増加により、より充実した行政サービスを提供することが可能となり、そのために更に多くの人や企業から選ばれることとなり、行政サービスの格差は増幅されていく恐れがある。

このような状況の中で、住民や企業に選ばれる自治体となるためにも、住民や企業の満足度が高まるような、より魅力的な行政サービスの提供やまちづくりを進めていく必要がある。

(4) 地方分権の推進と自治能力の向上

旧合併特例法の下で市町村合併を推進した結果、本県では、平成15年3月31日時点での74市町村が、平成18年3月31日には42市町に再編されたが、合併後においても、市町の人口規模や行財政能力に大きな格差が見られる。

県内市町も、住民の身近で総合的な行政を行う自治体として、多様な能力や専門性が求められると同時に、幅広い行政サービスを自ら提供できるようにすることが必要であり、権限、財源、人材を確保し、自治能力の向上を図っていかなければならない。

本県では、地方分権の推進のため、3次にわたる「権限移譲推進計画」に基づき、積極的に権限移譲を推進しているが、県内市町の状況を見ると、人口70万を超える政令指定都市から人口1万未満の町まで存在し、その人口規模や行財政能力が大きく異なっている。このため、まず分権型社会に対応できる自立した自治体への転換を図ることが緊急の課題であり、さらに、政令指定都市を最終目標とする、より高度の自治能力を有する自治体への移行を目指していく必要がある。

また、地域における自己決定・自己責任の原則を実現するためには、住民自身が自立性を持って地域経営に参画することにより、県内市町の新しい経営体制の確立を図ることが必要である。地域のあり方を決めるのは住民自身であり、住民、コミュニティ組織、NPO等の民間団体と行政が協働し、新しい枠組みの中で、新しい発想に立ったまちづくりを進めていくことが求められている。

このように、地方分権の流れの中で、長期的な視点で自分たちの地域の未来を展望し、我々の子や孫の世代のために、いかにして夢のあるまちを残していくかという視点が重要である。

図表3 県内市町の人口区別状況（平成18年3月31日）

区分	1万未満	1万以上 3万未満	3万以上 10万未満	10万以上 20万未満	20万以上 30万未満	30万以上 70万未満	70万以上
市町数 42	6 (14.3%)	11 (26.2%)	15 (35.7%)	6 (14.3%)	2 (4.8%)	—	2 (4.8%)
累計	6 (14.3%)	17 (40.5%)	32 (76.2%)	38 (90.5%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)	42 (100.0%)

※人口は平成17年国勢調査人口（確定数）。各欄の（ ）書は構成比（区分ごとに計算＜単位未満四捨五入＞しているため、合計が一致しないことがある。）。

3 本県の市町の望ましい姿

(1) 県と市町との役割分担

本県では、静岡市が平成 17 年 4 月 1 日に政令指定都市へ移行し、浜松市も平成 19 年 4 月 1 日に政令指定都市へ移行した。その二つの政令指定都市は、都市部から農山村部までを含む自然豊かな政令指定都市であることから、法令により移譲する事務に加え、県が実施している農林漁業関係等の事務もできる限り移譲することにより、新型政令指定都市の形成を図ることとしている。

こうした状況の中で、県の機能は、大型の社会資本整備、広域の産業経済振興政策、高度の教育・学術研究機能の充実、高度医療等の広域的・戦略的な観点から取り組むべき分野に特化し、住民に身近な行政サービスは市町が一元的に提供していく方向を目指すこととする。

(2) 県として目指す市町の姿

市町においては、住民の生活圏域内で一体的なまちづくりや身近な行政サービスが行われることが望ましいことから、市町の行政区域は可能な限り生活圏と一致させるべきである。

また、新型政令指定都市とそれ以外の市町との間には、行政サービスや自治能力において大きな格差が生ずる恐れがあることから、新型政令指定都市以外の地域においては、各地域の生活圏に合わせて、より権限と財源の充実した自治体への移行を目指すことが望ましい。

II 県内市町の現況及び将来見通し

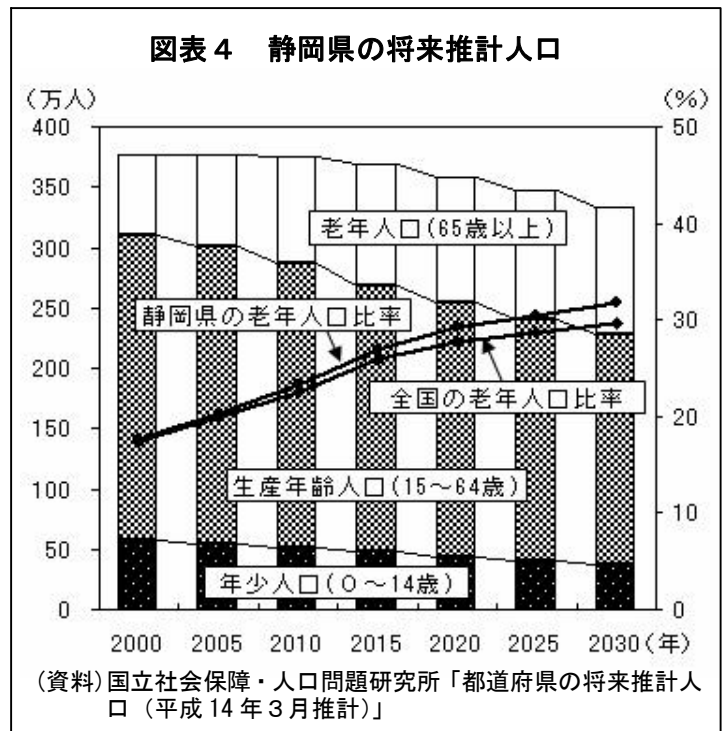
1 本県の人口及び少子・高齢化等の見通し

本県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、数年以内に減少に転じ、平成17年(2005年)に377.4万人と予測されていた総人口が、その後の10年間で9万人(2.4%)減少し、平成27年(2015年)には368.4万人になると予測されている。さらに、平成42年(2030年)には333万人となり、平成17年と比べて44.4万人(11.8%)減少すると予測されている。

また、年少人口の割合が平成17年の14.2%から平成42年には

11.0%に、生産年齢人口の割合が平成17年の65.4%から平成42年には57.3%にそれぞれ全国値を上回る速さで低下することにより、税収等がますます減少することが予想される。一方、老年人口の割合は全国値を上回る速さで上昇し、平成17年に20.4%であった老年人口の割合が平成42年には31.7%に達すると予測されており、3人に1人が65歳以上という時代を迎えることになる。

県内の市町によっては、より早いペースで人口減少や少子・高齢化が進むことが予測され、これまでのような行財政基盤や行政サービスを維持することが困難な状況になることも懸念される。

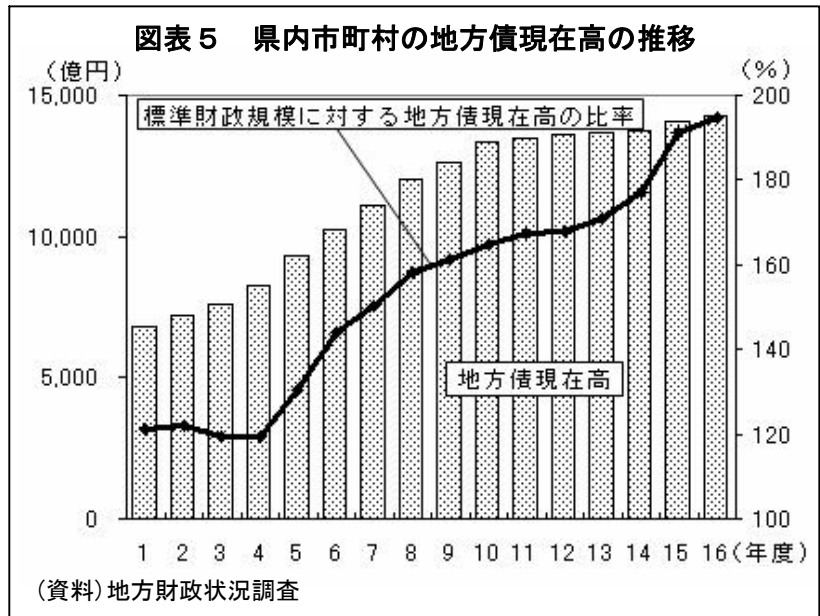


2 県内市町の実財政運営等の現況と見通し

(1) 行財政運営の状況

県内市町においては、経済状況を反映して地方税収等が低迷するとともに、国の経済対策に歩調を合わせた地方債を活用した公共事業の推進、地方税の減税分を賄うための減税補てん債等の発行、財源不足を補うための臨時財政対策債の発行により、平成16年度末の地方債残高は標準財政規模^{*3}の194.6%の高水準となっている。

また、人口減少社会を迎え、前述の推計によると、県内でも、平成 12 年（2000 年）に 253.3 万人であった生産年齢人口が平成 42 年には 190.9 万人になると予測されており、働く世代が減少することにより、税収や各種保険料収入の落ち込みが予想される。加えて、三位一体の改革による地方交付税の見直し等も市町の



財政に大きな影響を与えており、平成 16 年度の県内市町村の地方交付税の総額は、前年度から 15.9%減少している状況である。

特に地方交付税に関しては、内閣府が経済財政諮問会議に提出した参考資料において、平成 17 年度の 18.4 兆円から平成 21 年度の 14.7 兆円まで抑制されることも想定されており、より厳しい状況も予想される。

一方、高齢化の進行に伴って県内の市町における扶助費^{*4}が増加傾向にあるが、前述の推計によると、平成 12 年に 66.6 万人であった県内の老年人口が平成 42 年には 105.5 万人になると予測されており、今後ともその増加傾向は続くと考えられる。さらに、人件費^{*5}は、職員採用の抑制や給与手当の見直し等により増加に歯止めがかかっているが、今後、職員の高年齢化や団塊の世代が退職時期を迎えることにより、人件費の一層の負担増も見込まれる。

このような中で、投資的経費^{*6}は減少し、平成 16 年度普通会計決算における県内市町村の経常収支比率^{*7}を単純平均すると、前年度より市は 2.7 ポイント、町村は 4.4 ポイントそれぞれ上昇しており、財政の硬直化が進行していることがうかがえる。

さらに、職員の新規採用の抑制に伴って職員の高年齢化が進むことにより組織の硬直化が進むと考えられるほか、前述の推計によると、平成 12 年に 56.9 万人であった県内の年少人口が平成 42 年には 36.7 万人になると予測されている中、若い世代を中心に人口の減少が見込まれる市町では、行政サービスを提供する人材の確保も課題になると考えられる。

このような状況の中、県内市町においては、職員数の削減、様々な面での効率化や行政コスト削減などの行財政改革が積極的に進められ、限られた財源の中で、より効果的に住民サービスを提供するよう努力が続けられてきた。

しかし、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、こうした行政改革の進捗状況に

対する住民の視線は厳しく、県内市町は、平成 17 年 3 月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、「集中改革プラン」を策定し、一層の行政改革に取り組んでいるところである。

旧合併特例法の下での合併市町も含めて、単なるコスト削減ではなく、まちづくりや住民サービスの向上に当たってどのような改革を行うべきなのか明確にする必要がある。また、分権型社会にふさわしい市町であるためには、合併による規模拡大も改革の一つの手段として位置付けることが必要である。

- ※ 3 標準財政規模とは、当該地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税等に普通交付税を加算した額をいう。
- ※ 4 扶助費とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて被扶助者に対して支出する経費をいう。
- ※ 5 人件費とは、議員報酬、職員給与等の議員や職員の給与、報酬、手当として支払われる経費をいう。
- ※ 6 投資的経費とは、道路や公共施設等の建設、災害復旧のために支出される経費をいう。
- ※ 7 經常収支比率とは、人件費、扶助費等の經常的な経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とした經常的に収入される一般財源等に占める割合をいう。

(2) 住民サービス等の状況

住民サービスについて、例えば、市町においては、より多くの専門職員が配置されることにより専門性が高まり、住民サービスの向上が期待できる。県内市町における保健師・助産師、栄養士、土木技師等の専門職員の状況を見ると、人口規模に応じた差異が見られ、人口規模が小さくなるほど専門職員の配置が難しくなる状況がある。

図表 6 県内 1 市町当たり専門的職種職員数

(人)

区分		保健師・助産師	栄養士	建築技師	土木技師
市	70 万以上	121.0	13.0	95.5	302.0
	20 万～30 万	28.0	5.5	32.0	88.0
	10 万～20 万	21.5	2.2	11.5	40.2
	5 万～10 万	14.4	2.9	6.4	19.4
	5 万未満	9.0	2.7	2.2	7.7
町	3 万以上	7.0	1.0	0.3	2.0
	2 万～3 万	6.5	1.0	—	3.3
	1 万～3 万	4.7	0.8	0.3	2.5
	1 万未満	3.2	0.3	—	2.0

(注)平成 17 年 4 月 1 日現在の各市町村の一般行政部門において当該職種を主たる職務として従事している者の数を平成 18 年 3 月 31 日時点の市町ごとに単純合計し市町数で除したものの。

(資料)平成 17 年度定員管理調査

一方、住民の生活圏について、例えば、買い物の状況を見ると、当該市町と県の人口の比率と平成 16 年の商業統計調査による小売業年間販売額の比率を比較した数値では、市が 1.02 と人口の比率を上回る売上となっているのに対し、町は 0.78 という数値になっており、町から市への買い物客の流出の傾向がある。

また、企業の立地状況を見ても、例えば、平成 13 年の事業所・企業統計調査によると、従業者 300 人以上の事業所の数は、市の平均が 14.8 事業所であるのに対して町が 1.7 事業所となっているように、全体として人口規模に応じた差異が見られる。

これからは、自治体が選択される時代であり、自らの創意工夫で独自性を発揮し、豊かさを実感できる魅力あるまちづくりを行っている市町に、人が集まり、産業が集まり、それに合わせて生活の利便性も向上していくものと考えられる。

(3) 小規模市町の状況

平成 17 年 5 月に総務省から示された「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)では、構想対象市町村を定めるに当たり、①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、③おおむね人口 1 万未満を目安とする小規模な市町村をその対象としている。

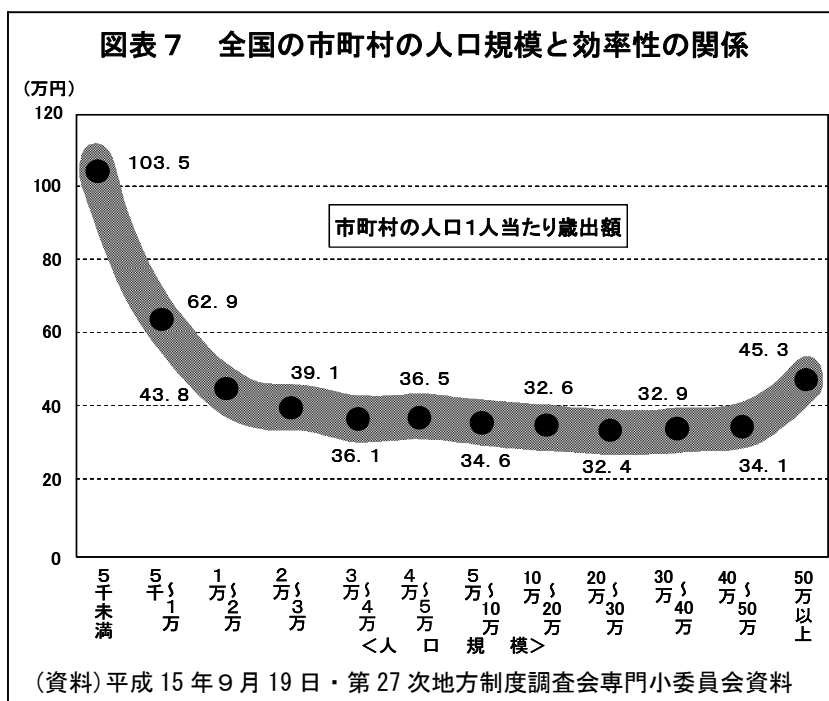
このうち、おおむね人口 1 万未満を目安とする小規模な市町村について、本県においては、今後の人口減少を踏まえ、人口 1 万 5 千未満の町を位置付けることとした。

平成 17 年 10 月 1 日現在の国勢調査人口(確定数)によれば、旧合併特例法に基づいて合併が行われなかった市町のうち人口が 1 万 5 千を下回るのは、河津町、南伊豆町、松崎町、芝川町、由比町、岡部町及び川根町であり、旧合併特例法に基づいて合併が行われたが、合併後の人口が 1 万 5 千を下回るのは、西伊豆町及び川根本町である。

これらの町では、人口が少ない中で、町としての必要な機能を確保するとともに、一定の水準の行政サービスを維持するため、職員や議員の数、人件費や物件費^{※8}等の歳出について、他と比べて人口当たりの値が高くなる傾向にある。

また、前述の推計によれば、これらの町では、他の多くの市町を上回るペースで人口減少が進むと予測されているが、こうした中、扶助費等の義務的経費は増加しており、行財政改革を進める一方で、投資的経費の抑制や基金^{※9}の取崩しが行われるなど、全体としては厳しい財政環境にある。

今後想定される財政環境の変化を踏まえつつ、人口 3 万未満の未合併市町を対象に静岡県市町村合併推進研究会が試算した 10 年間の財政シミュレーションで



は、国と地方の行財政改革が進むことを前提とし、特に地方交付税に関して、内閣府が経済財政諮問会議に提出した参考資料に基づき、平成 17 年度の 18.4 兆円から平成 21 年度の 14.7 兆円まで抑制されることを想定したケースでは、前述の旧合併特例法に基づいて合併が行われなかった 7 町のうち 6 町で収支（歳入－歳出）が平成 21 年度前後を境に赤字になると見込まれている。これらの赤字額は、平成 20 年度から 22 年度にピークとなり、その大きさは歳入総額の 12%から 26%になるとされており、近い将来、町としての運営が成り立たなくなることも懸念される。

※8 物件費とは、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、委託料等の消耗的性質の経費をいう。

※9 基金とは、条例により設置するもので、特定の目的や運用のために積み立てられる資金又は財産をいう。

3 県内で行われた市町村合併の効果分析

本県では、平成 19 年 4 月に二つ目の政令指定都市が誕生しており、さらに、これまでの「平成の大合併」により 32 町村が市へ移行した。

このように市町の規模が拡大することにより、行財政基盤の強化とともに、県から市町への権限移譲が進められ、より高い自治能力を持ち、自己決定・自己責任の原則の下での施策展開が可能となり、住民サービスの維持・向上が図られる。

平成 16 年 4 月 1 日に合併した伊豆市と御前崎市では、住民サービスにおいて、利用可能な公共施設の選択肢の拡大、福祉関係の相談体制の充実、消防団の統合による活動の広域化、イベントの統合による内容の充実等の具体的な効果が見られる。

さらに、合併後の市町では、管理・総務部門を集約すること等による組織の効率化や、それに伴う余剰人員の他の部門への再配置により事業効率が向上するほか、特別職の削減や計画的な職員削減による行財政運営の効率化が図られている。

具体的に伊豆市や御前崎市では、課の削減による組織の効率化、一般職員及び特別職の削減による財政上の効果、電算システムの統合による経費削減等が見られるほか、福祉関係事務の県からの移管に伴い、地方交付税の増額とともに、扶助費の増加が見られる。

図表8 合併前後の三役・議員数の変化

(人)

市名	人口	区分	合併前	合併後
伊豆市	36,627	三役	12	3
		議員	57	26
御前崎市	35,272	三役	5	3
		議員	29	18

(注)人口は平成 17 年国勢調査人口（確定数）。

伊豆市の合併後の議員数は在任特例適用期間満了後の数。

合併直後の住民サービス等については、伊豆市、御前崎市ともに、原則としてサービス水準は高い方に、住民負担は低い方に統一されている。しかし、今後、中長期的には少子・高齢化による地方税の減少、地方交付税や国庫支出金の削減等

による歳入の減少が予想されることもあり、合併を契機として一層の行財政改革を進め、より効率的な行財政運営を行うことが必要となる。

また、県内では、合併協議での住民参加の議論を通じて、住民負担とサービス水準への関心度が向上したほか、合併後に設置された地域協議会や地域審議会等を通じて、住民が行政へ主体的に参加している地域も見受けられる。

Ⅲ 自主的な市町の合併の進め方

1 合併推進に当たっての方針

県と市町の役割分担を踏まえ、保健・福祉やまちづくり等の住民に身近な行政サービスは、市町が自己完結的に実施することが望ましいことから、県としては、自主的な市町の合併について、合併新法の期限である平成 21 年度までの実現可能性も考慮した上で、可能な限り推進することとする。

また、本構想の実現のため、県では、関係地域の市町長、議会及び住民に対する的確な情報提供を行うとともに、合併協議や合併後のまちづくりを円滑に行うための支援を行うこととする。

2 合併推進に当たっての課題

合併新法に基づく合併の推進は、基本的には 5 年間で具体的な合併を想定し、実現可能性を考えるべきであり、本県における県と市町の役割についての基本的考え方を踏まえ、長期的視点での理想的な本県の市町の姿とこの 5 年間で合併の姿とは分けて考えることが必要である。

県内でも、合併が進んだ地域がある一方で、様々な事情で合併協議に入らなかった地域や合併に至らなかった地域がある。様々な要因があったものと考えられるが、市町村合併を推進するに当たっての具体的な課題をいくつか挙げるができる。

まず、市町村合併がよりよいまちづくりのための手段であることへの認識が不足していることが考えられる。合併についての議論が財政問題先行で行われる傾向にあり、住民の視点でのまちの将来像に関する議論が不足していると思われる。

特に、合併を契機とした行財政改革が、単なる議員や職員の削減ではなく、これから本格的な高齢社会を迎える中で、住民が安心して暮らしていけるように、医療・保健・福祉サービス等を維持・向上させていくために必要であることを理解してもらうことが必要である。

また、合併問題を適切に判断できる情報が不足し、合併へのマイナスイメージを持たせるような情報が多くなりがちであり、住民に理解されるように、分かりやすく情報を提供し、住民が行動を起こしやすくすることが必要である。

さらに、たとえ対等合併であっても、規模の小さい自治体が吸収されるという意識が存在すると考えられる。そして、規模の大きい自治体が合併議論を先導するような印象を持たれやすいと思われる。

こうした課題を克服して合併を成功させるためには、住民一人ひとりが今なぜ合併が必要なかを理解するとともに、各自治体の代表である市町長と住民の代表である市町議会がリーダーシップを発揮することが不可欠であり、地域の将来を見通した的確な判断の下に、今後の市町の合併を推進していくことが重要である。

IV 構想対象市町の組合せ

1 構想対象市町の基本的な考え方

(1) 構想対象市町の基本的な考え方

基本指針では、構想対象市町村を定めるに当たり、①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、③おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村をその対象としている。

本県においては、今後の人口減少を踏まえ、目安とされている「おおむね人口1万未満の町」は人口1万5千未満の町とし、さらに、これらの町は、人口減少や高齢化の進行、地方税収等の低迷などにより、行財政基盤や現行の行政サービスを維持することが困難になることが懸念されるため、早急に合併を推進することとする。

また、市町においては、住民の生活圏域内で一体的なまちづくりや身近な行政サービスが行われることが望ましいことから、合併により生活圏と一致させた行政区域の形成を図ることとする。

さらに、分権型社会に対応できる自立した自治体への転換を図るため、政令指定都市を最終目標とする、中核市等のより高度の自治能力を有する自治体への移行を目指すこととする。

以上のことから、本県では、①人口1万5千未満の町を含む地区、②生活圏が一体化している地区、③中核市を目指した合併を検討する必要がある地区を本構想における市町の組合せの検討対象としたところである。

(2) 組合せの検討に当たって留意した事項

構想対象市町の組合せの検討に当たっては、5年間の合併新法の期限内における合併の実現可能性を十分考慮した。

例えば、長期的な視点から理想的な組合せであっても、様々な理由から合併新法の期限内の合併の実現可能性が極めて低いと考えられる場合には、将来的な合併を視野に入れつつ、実現性の高い合併の組合せを優先して検討したところである。

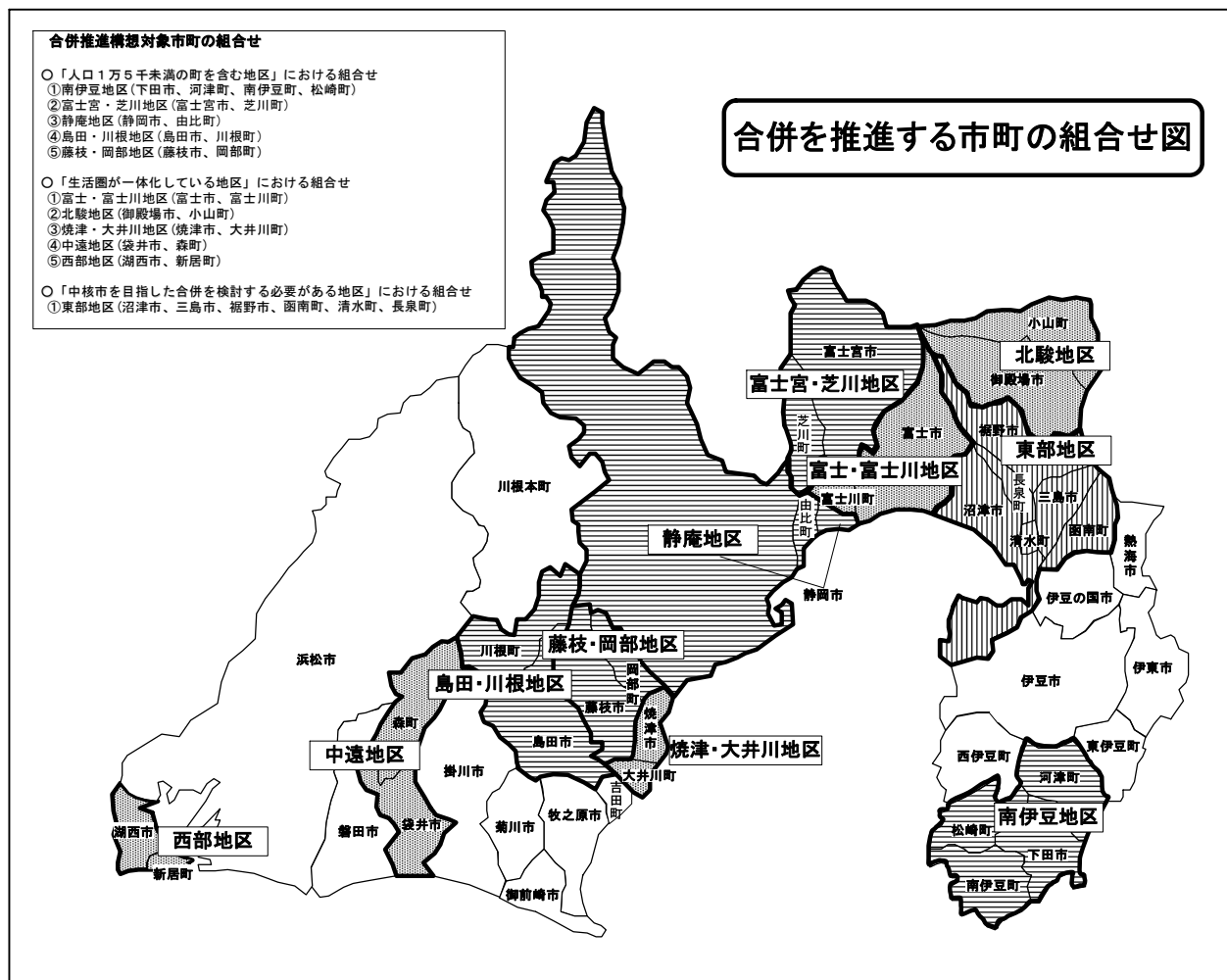
また、旧合併特例法の下での合併市町は、原則として構想の対象とならないよう配慮すべきであると考えるが、生活圏や地域の将来像等を考える上で、引き続き合併の推進が必要な場合や未合併市町の重要な相手先となる場合等においては、構想対象市町として組合せを検討することとした。

さらに、県内では、旧合併特例法の期限内において、様々な理由で合併協議に入ら

なかった地域や合併協議を行ったものの合併に至らなかった地域等があるが、過去の経緯にとらわれずに、客観的な視点から、多面的な組合せを検討することとした。

なお、組合せの検討に当たり、小規模市町村等行財政運営診断調査、合併市町村行財政評価調査及び地域的一体性状況調査の結果、地域的に取り組むべき事案並びに関係市町の首長の意向等にも留意した。

2 合併を推進する市町の組合せ



(1) 「人口1万5千未満の町を含む地区」における組合せ（下線は人口1万5千未満の町）

ア 南伊豆地区（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）

組合せ：下田市、河津町、南伊豆町、松崎町

南伊豆地区の市町の財政状況は、静岡県市町村合併推進研究会が試算した財政シミュレーションによると、ほとんどの市町において、財政運営の見通しが厳しい状

況になっている。

また、病院、福祉、消防、道路等の行政サービスや主要産業である観光振興等については、広域的な観点から一元的に行う必要がある。

さらに、この地区の生活圏は、第1段階で「東伊豆町と河津町」、「下田市と南伊豆町」、「松崎町と西伊豆町」のグループに分かれ、次に1市5町全体の一体性が強い状況になっている。

今後の財政基盤の状況、効率的な行政サービスや施策の推進、生活圏の一体性等を考慮すれば、この地区は、小さな単位よりも南伊豆地区を一つに合併を推進することが必要である。

しかしながら、1市5町の組合せによる合併協議が停滞する中、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町が1市3町による合併協議会を設置するなど、合併実現に向けての具体的な進展が見られる。

こうした中、南伊豆地区の各市町の財政運営の見通しは厳しい状況になっており、早急に行財政基盤を強化することにより住民サービスの維持を図る必要がある。

よって、南伊豆地区については、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の組合せを本構想の対象とする。

なお、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の組合せは、あくまで一つのステップであり、関係市町による1市5町の枠組みによる合併を目指した取組を併せて期待する。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
下田市	26,557	104.70
河津町	8,303	100.79
南伊豆町	10,003	110.58
松崎町	8,104	85.22
計	52,967	401.29

(資料)平成17年国勢調査人口(確定数)
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

イ 富士宮・芝川地区（富士宮市、芝川町）

組合せ：富士宮市、芝川町

富士宮・芝川地区では、財政シミュレーションによると芝川町の財政運営の見通しが厳しい状況になっている。

また、生活圏は、「富士宮市と芝川町」の一体性が最も強く、次に「富士市と富士川町」を加えた2市2町が強い状況になっている。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
富士宮市	121,779	314.81
芝川町	9,697	74.18
計	131,476	388.99

(資料)平成17年国勢調査人口(確定数)
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

富士川流域の2市2町は生活圏が一体化しており、人口を合算すると38万人を超えていることから、2市2町が合併して中核市を目指すべきであると考えが、

合併新法の期限内の実現可能性を考慮し、中でもより生活圏の一体性が強い「富士宮市と芝川町」の組合せを本構想の対象とする。

なお、富士宮市と芝川町の組合せは、あくまで将来の中核市への移行を視野に入れた一つのステップであり、関係市町による2市2町の合併を目指した取組を併せて期待する。

ウ 静庵地区（静岡市、由比町）

組合せ：静岡市、由比町

静庵地区では、財政シミュレーションによると由比町の財政運営の見通しが厳しい状況になっている。

また、生活圏は静岡市と由比町の一体性が強い状況になっている。

さらに、平成18年3月31日に静岡市と旧蒲原町が合併したことにより、由比町は政令指定都市の区域に挟まれた町となり、道路、福祉等の行政サービスなどで静岡市と大きな格差が生じることが懸念される。

よって、静庵地区については、静岡市と由比町の1市1町の組合せを本構想の対象とする。

なお、静岡市と由比町の合併が町議会で否決されたという過去の経緯があるため、合併を進めるに当たり、十分に配慮していく。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
静岡市	713,723	1,388.74
由比町	9,600	23.03
計	723,323	1,411.77

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

エ 島田・川根地区（島田市、川根町、川根本町）

組合せ：島田市、川根町

島田・川根地区では、財政シミュレーションによると川根町の財政運営の見通しが厳しい状況になっている。

また、生活圏では、島田市と川根町が最も結びつきが強く、川根本町がその次に強い状況になっている。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
島田市	96,078	195.40
川根町	6,030	120.48
計	102,108	315.88

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

組合せについては、大井川流域の一体性や共通課題を考えると、島田市と榛原郡北部が合併する「島田市、川根町、川根本町」の1市2町の組合せが望ましい姿で

あると考えるが、川根本町が旧合併特例法において合併したばかりであることや合併新法の期限内の実現可能性を考慮し、中でも生活圏の一体性が強い「島田市と川根町」の1市1町の組合せを本構想の対象とする。

なお、川根本町については、人口1万未満であることから、関係市町による1市2町の合併を目指した取組を併せて期待する。

オ 藤枝・岡部地区（藤枝市、岡部町）

組合せ：藤枝市、岡部町

焼津市と大井川町を含めた志太地域は、住民の生活圏や広域行政の展開等から見て一体的な圏域を形成しており、2市2町の枠組みによる合併が望ましいものとする。

しかしながら、焼津市と大井川町が既に合併協議会を設置しており、藤枝市と岡部町においても、合併に向けての具体的な進展が見られる。

こうした状況の中で、財政シミュレーションによると岡部町の財政運営の見通しが厳しい状況になっており、行財政の効率化により長期的に住民サービスの維持を図る必要があるとともに、両市町の境界域に位置する新東名高速道路の（仮称）藤枝岡部インターチェンジ周辺を中心とした新たなまちづくりを一体的に進めることが可能となるなどの観点から、藤枝市と岡部町の1市1町の組合せを本構想の対象とする。

なお、藤枝市と岡部町の組合せは、あくまでも一つのステップであり、周辺地域を含めた志太地域の将来の発展を見据え、首長、議会、住民及び団体等地域が一体となって、2市2町以上の枠組みによる合併を目指し、具体的かつ計画的に取り組むことを併せて期待する。

市町名	人口（人）	面積（k㎡）
藤 枝 市	129,248	140.74
岡 部 町	12,696	53.29
計	141,944	194.03

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

(2) 「生活圏が一体化している地区」における組合せ

ア 富士・富士川地区（富士市、富士川町）

組合せ：富士市、富士川町

富士・富士川地区では、財政シミュレーションによると富士川町の財政運営の見

通しが厳しい状況になっている。

また、生活圏は、「富士市と富士川町」の一体性が最も強く、次に、「富士宮市と芝川町」を加えた2市2町が強い状況になっている。

さらに、富士川町は静庵地区広域市町村圏（静岡市、由比町、富士川町）から、生活圏の一体性の強い富士地区広域市町村圏

（富士市、富士宮市、芝川町）への圏域変更を強く希望している。

富士川流域の2市2町は生活圏が一体化しており、人口を合算すると38万人を超えていることから、2市2町が合併して中核市を目指すべきであると考え、合併新法の期限内の実現可能性を考慮し、中でもより生活圏の一体性が強い「富士市と富士川町」の組合せを本構想の対象とする。

なお、富士市と富士川町の組合せは、あくまで将来の中核市への移行を視野に入れた一つのステップであり、関係市町による2市2町の合併を目指した取組を併せて期待する。

市町名	人口（人）	面積（k㎡）
富士市	236,474	214.10
富士川町	16,823	30.92
計	253,297	245.02

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

イ 北駿地区（御殿場市、小山町）

組合せ：御殿場市、小山町

駿東地域では、北駿地区の御殿場市と小山町において、生活圏の一体性が強いというえ、先端的な企業や研究所の立地により研究開発型産業集積エリアが形成されるとともに、国際的なスポーツ・レクリエーションの基地ともなっている。

また、御殿場市と小山町は「御殿場市・小山町広域行政組合」を設置し、消防、ごみ処理、し尿処理、火葬場等住民に身近な事務について共同で処理を行っている。

この地区は、地域の特性を活かし、富士山の大自然をステージとした一体的なまちづくりを進めることによって、より快適で魅力にあふれた地域となるとともに、将来的には沼津市、三島市、裾野市等とともに政令指定都市の実現を目指すこととしており、その一つのステップとする観点からも、両市町による合併への取組が期待される。

よって、北駿地区については、御殿場市と小山町の1市1町を構想の対象とする。

市町名	人口（人）	面積（k㎡）
御殿場市	85,976	194.63
小山町	21,478	136.13
計	107,454	330.76

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

ウ 焼津・大井川地区（焼津市、大井川町）

組合せ：焼津市、大井川町

藤枝市と岡部町を含めた志太地域は、住民の生活圏や広域行政の展開等から見て一体的な圏域を形成しており、2市2町の枠組みによる合併が望ましいものとする。

しかしながら、焼津市と大井川町は既に合併協議会を設置しており、行財政の効率化により長期的に住民サービスの維持を図る必要があるとともに、食料品等既存産業の立地を活かしつつ、富士山静岡空港の開港等交通基盤の充実も視野に入れながら計画的・一体的な地域づくりを進めることにより、特色ある産業集積地域としての発展が見込まれるなどの観点から、焼津市と大井川町の1市1町の組合せを構想の対象とする。

なお、焼津市と大井川町の組合せは、あくまでも一つのステップであり、周辺地域を含めた志太地域の将来の発展を見据え、首長、議会、住民及び団体等地域が一体となって、2市2町以上の枠組みによる合併を目指し、具体的かつ計画的に取り組むことを併せて期待する。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
焼津市	120,109	45.98
大井川町	22,992	24.54
計	143,101	70.52

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

エ 中遠地区（磐田市、袋井市、森町）

組合せ：袋井市、森町

中遠地区では、財政シミュレーションによると森町の財政運営の見通しが厳しい状況になっている。

中遠地区は歴史的、文化的つながりが深いものがあるが、中でも生活圏は「袋井市と森町」の一体性が強い状況となっている。

さらに、袋井市と森町は、「袋井市森町広域行政組合」を設置し、消防、ごみ処理、し尿処理、火葬場等住民に身近な事務について共同で処理を行っている。

よって、中遠地区については、袋井市と森町の1市1町の組合せを本構想の対象とする。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
袋井市	82,991	108.56
森町	20,273	133.84
計	103,264	242.40

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

なお、袋井市と森町の組合せは、旧袋井市、旧浅羽町、森町の1市2町の合併が、住民投票を経て、森町議会で否決されたという過去の経緯があるため、合併を進めるに当たり、十分に配慮していく。

オ 西部地区（浜松市、湖西市、新居町、磐田市）

組合せ：湖西市、新居町

西部圏域は、浜松市を中心に都市圏が形成されている。中でも、生活圏で見ると「湖西市と新居町」の一体性が強い。特色ある地域文化や産業を有していることにも共通性が見られる。

また、「湖西市・新居町広域施設組合」を設置し、病院、消防、し尿処理等住民に身近な事務について共同で処理を行っている。

なお、財政シミュレーションによると新居町の財政運営の見通しが厳しい状況になっている。

よって、西部地区については、独自の産業・文化を活かし、浜名湖西岸地域の魅力あるまちづくりを進める観点から、湖西市と新居町の1市1町の組合せを構想の対象とする。

西部圏域については、関係市町がそれぞれ個性と魅力のある地域づくりを進めるとともに、相互に連携、補完し合いながら、地域全体として発展していくことが重要であり、将来的には一体的な都市圏の形成を目指すことが期待される。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
湖西市	44,057	55.08
新居町	16,937	13.47
計	60,994	68.55

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

(3) 「中核市を目指した合併を検討する必要がある地区」における組合せ

ア 東部地区（沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町、長泉町）

組合せ：沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町、長泉町

県内では、静岡市が平成17年4月に政令指定都市に移行し、浜松市も平成19年4月に移行した中で、東部地区においても、高度の自治能力による自立性を発揮し、住民福祉の向上等を図るとともに、地域の特性を活かした快適で利便性の高い生活空間や特色ある産業・文化を有する魅力と活力のある拠点的な都市づくりを進めていく必要がある。

さらに、東部地区の発展は、都市部から伊豆半島地域までの広域的な地域の活性化と県全体の均衡ある発展につながるものである。

こうした中、北駿地区を含めた東部地域8市町の中では、歴史や文化等の面で相違はあるものの、通勤・通学等生活に密着した指標や交通基盤等から見ると、沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町及び長泉町の3市3町で生活圏の一体性が見られる。

この3市3町の人口を合算すると48万人を超えており、この地区が将来的な目標としている政令指定都市へのステップとして、沼津市、三島市、裾野市とその周辺の町により、まず50万人程度の中核市を目指した取組が期待される。

よって、東部地区については、沼津市、三島市、裾野市、函南町、清水町及び長泉町の3市3町の組合せを本構想の対象とする。

市町名	人口（人）	面積（k m ² ）
沼津市	208,005	187.10
三島市	112,241	62.13
裾野市	53,062	138.39
函南町	38,803	65.13
清水町	31,961	8.84
長泉町	38,716	26.51
計	482,788	488.10

（資料）平成17年国勢調査人口（確定数）
平成16年全国都道府県市区町村別面積調

3 今後の取組

「熱海・伊東・田方地区」及び「榛南地区」については、両地区それぞれの市町の規模や行財政運営の状況、首長等の意向、旧合併特例法の下で合併した自治体への配慮、さらには中・長期的な視点での広域的な合併の在り方等を総合的に検討した結果、現時点では具体的な市町の合併の組合せを提示するまでには至っていない。

しかしながら、生活圏の広域化や少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権改革の進展等に的確に対応し、時代の要請に十分応えられる高度な自治能力と行財政基盤の充実強化による自立した自治体を目指すためには、市町の合併の必要性は今後なお一層高まるものと考えられる。

したがって、両地区においても、首長、議会、住民及び団体等各界各層による将来を展望したまちづくりと合併への取組が活発化するよう、県としても、引き続き努力していく。

また、本構想に位置付けた地区において、一部には合併の組合せについて様々な意見があるが、いずれにしても、提示した組合せとは異なる組合せによる合併協議が進展するなど、地域の状況に大きな変化があった場合には、構想の見直しも含め、適切な対応を図っていくこととする。

V 市町の合併の推進のための措置

本構想の実現のため、県としては、「新静岡県市町村合併支援プラン」に基づき、構想対象地区の市町の首長、議会及び住民に対して的確な情報提供を行うとともに、合併協議や合併後のまちづくりを円滑に行うための支援を行うこととする。

また、本構想に基づき、関係市町が自発的に合併協議会を設置し、合併協議を開始することを期待するが、一定期間が経過しても合併協議会が設置されない等の場合は、合併新法に基づく合併協議会設置勧告等についても検討することとする。

1 合併前の支援策

(1) 的確な情報提供や助言等

本構想を県民に対し積極的に広報することとする。特に、構想対象地区においては、関係市町の首長、議員や住民等に合併の必要性を理解してもらうために、説明会、講演会、シンポジウム等により、的確な情報提供や助言を行う。

また、旧合併特例法の下での合併市町のノウハウ等についても併せて情報提供などを行う。

さらに、合併が一度破綻した地域等においては、必要に応じて関係市町間の調整についても実施する。

(2) 人的支援

合併協議を円滑に行うため、関係市町からの要望を受け、必要に応じて、県職員を合併協議会委員や合併協議会事務局職員として派遣する。また、合併市町への円滑な事務引継を行うため、関係市町からの要望に応じて、市町職員の県への研修受入や県職員の市町への派遣を行う。

(3) 財政的支援

合併協議や新市町への移行を円滑に行うため、「新静岡県市町村合併支援プラン」に基づき、必要な財政的支援を行う。

(4) 住民の相互交流への支援

合併を検討している市町の住民が相互に交流し、合併に関する様々な議論を深めるに当たって、アドバイザーの派遣や経費の助成など必要な支援を行う。

(5) その他の支援

合併する市町の組合せにより、様々な課題が予想されるため、個別の課題に対応した支援策を実施することにより、本構想の実現を図っていく。

2 合併後の支援策

(1) 情報提供

合併後の市町の様々な課題を解決するために、必要な情報提供を行う。

(2) 人的支援

合併市町への円滑な事務引継を行うため、関係市町からの要望に応じて、市町職員の県への研修受入や県職員の市町への派遣を行う。

(3) 財政的支援

合併後のまちづくりを円滑に行うため、「新静岡県市町村合併支援プラン」に基づき、必要な財政支援を行う。

(4) その他の支援

合併する市町の組合せにより、様々な課題が予想されるため、個別の課題に対応した支援を行う。

3 勧告等の取扱い

基本的には、本構想に基づき、関係市町が自発的に合併協議会を設置し、合併協議を開始することを期待するところであり、県としても関係市町の求めに応じて、調整を実施する。

しかし、一定期間が経過しても合併協議会が設置されない場合や合併協議会における協議が中断している場合等においては、合併新法に基づく合併協議会設置勧告、合併協議会に係る斡旋及び調停、合併協議推進勧告についても検討することとする。その際には、関係市町や静岡県市町村合併推進審議会の意見を十分聴くものとする。